

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領

令和4年 9月30日 制定

広島県中小企業団体中央会

(目的)

第1条 この要領は、広島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が行う省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助金交付事業について、適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「国の補助金」とは、経済産業省の令和3年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」又は、令和4年度当初予算「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のうち、区分(C)指定設備導入事業をいう。
- (2)「補助事業者」とは、国の補助金の審査基準により採択を受けた広島県内に工場・事業所を有する中小事業者で、大企業を除く法人及び個人事業主をいう。(国の補助金の交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、国の補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とする。)
- (3)「中小事業者」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。(「中小企業等 経営強化法」第2条第1項に規定するものを指す。)

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

二 中小企業基本法の会社に該当しない法人であって、次のいずれかに該当する者

ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人，社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の者

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律 181 号）第 3 条，中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項及び商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項その他特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

三 青色申告を行っている個人事業主

四 「中小企業等経営強化法」第 2 条第 1 項に規定するもののうち、組合等に該当する者は本事業の対象になりません。

五 次の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

（４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

（５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

（交付対象経費及び補助率等）

第 3 条 補助事業者に交付する補助金の対象となる経費は、補助事業者が行う事業を実施するために必要な経費のうち、国の補助金の交付対象として中央会が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項における補助対象経費，補助率及び上限額は，別表 1 のとおりとする。

（補助対象期間）

第 4 条 補助金の申請受付及び事業実施期間は、次に定めるところによる。

申請受付：令和 4 年 9 月 30 日

申請締切：令和 5 年 1 月 31 日

事業実施期間：交付決定の日から令和5年2月15日まで

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を中央会会長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 国の補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (2) 国の補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他中央会会長が必要と認める書類

3 前2項までを1セットとし左上をクリップ止めたものを2部(原本1部, 写し1部)提出先に提出すること。

4 提出先は以下のとおりとする。

〒730-0011

広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階

広島県中小企業団体中央会「省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金事務局」宛

5 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 中央会会長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査のうえ交付決定又は不交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書又は様式第3号による補助金不交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業の内容又は経費の変更(別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ様式第4号による補助事業変更承認申請書1部を中央会会長に提出し、その承認を受けること。

2 補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による補助事業廃止承認申請書1部を中央会会長に提出し、その承認を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定の内容に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、

書面をもって中央会会長に申し出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して1か月以内または令和5年2月15日のいずれか早い日までに、様式第6号による補助金実績報告書を中央会会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 国の補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 様式第9号 取得財産等管理台帳
- (3) その他中央会会長が必要と認める書類

なお、事業が完了している事業者で、国の補助金の確定通知書が未達の事業者は、実績報告の際に、国の補助金の確定通知書の添付を省略できる場合がある。

(補助金の額の確定等)

第10条 中央会会長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8号による補助金精算払請求書を中央会会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 中央会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者の申請内容が虚偽であった場合
- (2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 国の補助金の交付決定が取り消されたとき
- (4) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 中央会会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財

産等』という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 中央会会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中央会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金の額の確定の日から起算して3年とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10号による取得財産の処分承認申請書を中央会会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業の適正な執行を図る必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、または証拠書類等の検査を行う場合がある。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力の依頼)

第17条 中央会は、交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名(個人事業主の場合は氏名又は屋号)、施設の名称、所在地及びその他中央会会長が必要と認めるものを公表できるものとする。また、中央会が主催するセミナー等の効果的な取組事例の発表に協力を要請する場合がある。

附 則

この要領は、令和4年 9月30日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助率	上限
設備費 (国の補助金で確定した経費)	1 / 2 以内	3,500 千円 (1 事業者当たり)

別表 2 (第 7 条関係)

経費の変更	事業内容の変更
交付申請額から 20%未満の減少が見込まれる場合	事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲内での変更が見込まれる場合

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，補助金の交付の申請をするに当たって，また，補助事業の実施期間内及び完了後においては，下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになっても，異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印
電話・FAX
E-mail
担当者名

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付申請書

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、添付書類を添え、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の概要

交付決定を受けた 国の補助金 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (令和3年度補正予算事業) <input type="checkbox"/> 【経済産業省】先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (区分(C)指定設備導入事業) (令和4年度当初予算事業)
補助事業の目的と内容	上記補助金交付申請書一式の写しのとおり
補助事業の経費配分	
補助金交付申請額 (千円未満は切り捨て)	

2 補助事業の開始及び完了予定期日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 補助事業を実施する施設の情報

施設の名称	
施設の所在地	
施設の業態 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 (<input type="checkbox"/> ※中小企業者のみ業種を選択 (該当するチェックボックスにチェック) <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売・飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 <input type="checkbox"/> 特別の法律に規定する組合・連合会 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他

4 添付書類

- (1) 国の補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (2) 国の補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他中央会会長が必要と認める書類

受付番号：

様式第2号（第6条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

（補助事業者の名称） 様

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請の省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2 補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定額 金 円

3 最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。

4 補助事業者は、交付要領の定めるところに従わなければなりません。

受付番号：

様式第3号（第6条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

（補助事業者の名称） 様

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金
については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第6条の規定により、不交付
と決定したので通知します。

受付番号：

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり変更したいので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第1項の規定により承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙1 事業変更計画書のとおり

様式第 4 号（第 7 条関係）

別紙 1

事 業 変 更 計 画 書

事業の名称	変更前の内容	変更後の内容

※添付書類

国の補助金の変更承認申請に係る書類一式の写し

受付番号：

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金に係る補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり廃止したいので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第2項の規定により承認を申請します。

1 廃止の理由

2 廃止年月日

受付番号：

様式第6号（第9条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金実績報告書

補助事業を完了しましたので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定を受けた国の補助金（該当箇所にチェック）

- 【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金
（令和3年度補正予算事業）
- 【経済産業省】先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（区分(C)指定設備導入事業）
（令和4年度当初予算事業）

2 補助金実績報告額 円

3 添付書類

- (1) 国の補助金の額の確定通知書の写し
(2) 様式第9号 取得財産等管理台帳
(3) その他中央会会長が必要と認める書類

受付番号：

様式第7号（第10条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

（補助事業者の名称） 様

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け広中発第 号で交付決定した省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第10条の規定に基づき、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

受付番号：

様式第8号（第11条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け広中発第 号で補助金の額の確定通知があったので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先口座

国の補助金の振込先と同じ口座番号を記入してください。

金融機関名		支店名	
預金種目	1 普通 2 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

様式第9号（第13条第2項関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格 (型式等)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考
				円	円			広島県	自己負担額 (税抜き) 1 / 2 以内	
	合計									

(注1) 対象となる取得財産等は、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号）第22条第1号及び第2号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第14条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

受付番号：

様式第10号（第14条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会 会長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印
電話・FAX
E-mail
担当者名

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金財産処分承認申請書

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名等※取得財産等管理台帳の該当財産部分を抜粋して記入，別紙とすることも可

②処分の内容及び処分予定日

※処分の内容は，譲渡（有償・無償の別）、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等をいいます。

処分の内容：

処分の相手方：

（住所，氏名又は名称，使用の目的等）

処分予定日：

2 処分の理由